

## 『ふるさと納税ワンストップ特例制度』について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、給与所得者や年金所得者の方（寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方）などが、ふるさと納税をされた場合の税務申告手続を簡素化する特例制度です。

申請をされると寄附先の団体（鳴門市）から、その方の住所地の市町村に通知を行い、翌年度の住民税でふるさと納税に係る寄附金控除を受けることができます（ワンストップ特例の場合は、所得税の軽減相当額を含め、住民税から軽減を受けることになります）。

### ■ワンストップ特例の対象者は？

ワンストップ特例の対象となる方は、次の条件を満たす方に限られます。

①地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者であること

→ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方が対象です。

※確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

②地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者であること

→ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で5以下であると見込まれる方が対象です。

### ■手続きの方法は？（※裏面の提出用台紙をご利用ください。）

申告特例申請書に必要事項を記入、押印のうえ、下記までご提出ください。なお、平成28年1月1日以降の寄附については、マイナンバー制度の導入により、申請書に個人番号の記載が必要となりました。申請書には、番号確認及び身元確認に必要な下記書類を添付の上、寄附された年の翌年1月10日までに必ず提出してください。

#### <個人番号カードをお持ちの場合>

番号確認・身元確認：個人番号カードの表面及び裏面のコピー（写真付き）

#### <個人番号カードをお持ちでない場合>

番号確認：通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

身元確認：下記①②のいずれかのコピー

①写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート等）1点

②写真のない身分証明書（健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等）2点

### ■申請内容に変更があった場合



寄附された年の翌年1月1日までの間に、提出いただいた申請内容に変更があった場合は、寄附された年の翌年1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。

## 個人番号（マイナンバー）・本人確認書類提出用台紙

ワンストップ特例申請書の提出の際に個人番号（マイナンバー）確認と本人確認書類の添付が必要となりますので、ご用意できる書類に応じてパターンにチェックをいれて指定の証明書の写しを貼り付けて申請書とあわせてご提出ください。

### 【Aパターン】 個人番号カード

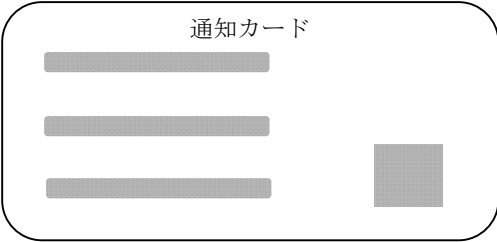
個人番号カードの写し（表裏両面）を貼り付けてください

表	裏
	

### 【Bパターン】 個人番号カードをお持ちでない方


①個人番号通知カードの写しを貼り付けてください。  
(通知カードをお持ちでない方は、個人番号が記載された住民票を貼り付けてください。)

通知カード



②身分証の写しを貼り付けてください。  
(顔写真が表示され、氏名・生年月日・住所が確認できるようにコピーしてください。)

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- など



\*写真付の身分証明書がない方は、写真のない身分証明書（健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証明書等）2点を貼り付けてください。